

明 監 第 4 0 号
2 0 2 6 年（令和 8 年）8 月 2 4 日

明石市長 丸 谷 聡 子 様

明石市監査委員	菜 虫 忠 司
同	藤 田 隆 大
同	飯 田 伸 子
同	山 下 祥

令和 7 年度明石市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和
7 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法
第 2 2 条第 1 項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載
した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度明石市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 7 年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和 7 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 24 日まで

第 3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているか、またその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、計数の点検、関係諸帳簿との照合、関係職員に対する質問等により審査した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

1 比率の状況

当年度における健全化判断比率及び資金不足比率は、次表のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位: %)

比 率 名	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準	令和7年度	令和6年度
実 質 赤 字 比 率	11.25	20.00	—	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	16.25	30.00	—	—
実 質 公 債 費 比 率	25.0	35.0	3.2	3.9
将 来 負 担 比 率	350.0	—	16.0	19.9

注: 該当数値がないものは「—」と表示。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)では、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上となった場合には、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定めなければならないと規定している。

本市においては、上の表のとおり、当年度もすべての比率において早期健全化基準未満であった。

(2) 資金不足比率

(単位: %)

会 計 の 名 称	経営健全 化 基 準	令和7年度	令和6年度
水 道 事 業 会 計	20.0	—	—
下 水 道 事 業 会 計	20.0	—	—
地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	20.0	—	—

注: 該当数値がないものは「—」と表示。

法では、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければならないと規定している。

本市においては、上の表のとおり、各会計とも資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

〔 審 査 資 料 〕

第 1 健全化判断比率の対象となる会計等

対 象		実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率
一般会計		○	○	○	○
特 別 会 計	葬祭事業特別会計	○	○	○	○
	国民健康保険事業特別会計	—	○	○	○
	財産区特別会計	—	—	—	—
	公共用地取得事業特別会計	○	○	○	○
	石ヶ谷墓園整備事業特別会計	○	○	○	○
	地方卸売市場事業特別会計	—	○	○	○
	介護保険事業特別会計	—	○	○	○
	土地区画整理事業清算金特別会計	○	○	○	○
	後期高齢者医療事業特別会計	—	○	○	○
	病院事業債管理特別会計	○	○	○	○
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	○	○	○	○
企 業 法 適 用	水道事業会計	—	○	○	○
	下水道事業会計	—	○	○	○
一部事務組合等					
	兵庫県後期高齢者医療広域連合	—	—	○	○
	阪神水道企業団	—	—	○	○
地方独立行政法人					
	地方独立行政法人明石市立市民病院	—	—	—	○
その他市が損失補償している団体等					
	兵庫県信用保証協会	—	—	—	○

注：「○」表示が対象となる会計等。

第2 比率の状況及び算定方法

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率である。当年度も実質赤字額が生じていないため、「－」表示となっている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質収支の赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率である。当年度も連結実質赤字額が生じていないため、「－」表示となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。前年度に比べ 0.7 ポイント低下し、3.2%となっており、早期健全化基準(25.0%)を大きく下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} (3 \text{ か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。前年度に比べ 3.9 ポイント低下し、16.0%となっており、早期健全化基準(350.0%)を大きく下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。各会計とも資金不足額が生じていないため、「－」表示となっている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第3 算定の各項目の数値

健全化判断比率の数値

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計等の実質赤字額	△ 1,064,801	△ 1,237,160	△ 1,478,264
標準財政規模	67,912,872	70,986,273	73,019,988
連結実質赤字額	△ 11,970,381	△ 12,509,496	△ 12,303,319
地方債の元利償還金	12,146,497	10,737,827	10,815,484
準元利償還金	1,673,460	1,593,870	1,558,016
特定財源	3,613,442	3,615,042	3,636,568
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	7,394,747	7,177,953	6,969,711
将来負担額	141,053,283	136,508,023	132,202,391
充当可能基金額	20,309,489	20,952,329	23,474,226
特定財源見込額	26,373,076	25,921,882	25,286,299
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	81,311,096	76,884,059	72,869,924

注:「△」表示は参考として黒字額を表す。

資金不足比率の数値

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水道事業会計			
資金の不足額	△ 6,567,448	△ 6,486,437	△ 5,482,783
事業の規模	5,171,686	5,194,801	5,223,609
下水道事業会計			
資金の不足額	△ 4,078,133	△ 4,603,586	△ 5,039,946
事業の規模	5,626,516	5,553,408	5,451,459
地方卸売市場事業特別会計			
資金の不足額	0	0	0
事業の規模	170,294	170,064	169,837

注:「△」表示は参考として資金剰余額を表す。